

令和6年度
福島県理学療法士等修学資金
新規修学生募集のお知らせ

令和6年4月

福島県保健福祉部医療人材対策室

【 制度の概要 】

- 1 福島県理学療法士等修学資金は、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、歯科衛生士及び臨床検査技師（以下、「理学療法士等」という。）の養成及び確保を図るため、理学療法士等を養成する学校、養成施設又は養成所（以下、「学校等」という。）に在学する者で、卒業後福島県内において理学療法士等として業務に従事しようとする者に無利息で貸与するものです。
- 2 学校等を卒業した後、2年以内に理学療法士等の免許を取得し、かつ、免許取得後直ちに福島県内の病院、介護老人保健施設その他の規則で定める施設等（以下、「施設等」という。別表参照）で貸与期間の1.5倍の期間（貸与期間が3年に満たない場合にあつては、3年）引き続き従事した場合は、修学資金の返還の債務の全部を免除するほか、一定の事由（例：3年以上勤務した場合には一部免除）に該当する場合は、返還の債務の全部又は一部を免除します。

1 貸与対象者

次に掲げる要件を満たす方で、卒業後福島県内において理学療法士等の業務に従事しようとする方

(1) 次に掲げる学校等に在学していること。

- ① 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第11条第1号若しくは第12条第1号、診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第20条第1号、歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第12条第1号又は臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第15条第1号の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校
- ② 理学療法士及び作業療法士法第11条第1号若しくは第12条第1号の規定に基づき都道府県知事が指定した理学療法士養成施設若しくは作業療法士養成施設、診療放射線技師法第20条第1号の規定に基づき都道府県知事が指定した診療放射線技師養成所、歯科衛生士法第12条第2号又は臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第15条第1号の規定に基づき都道府県知事が指定した歯科衛生士養成所

※ 令和6年4月に入学した方だけでなく、2学年以上の方についても対象となります。

- (2) 学業優秀であること。
- (3) 卒業後、県内で理学療法士等として業務に従事する意思のある者。
- (4) 修学に際し、経済的援助を必要とすること。
- (5) 同種の修学のための資金を他から借り受けていないこと。

※ 「同種の修学のための資金」とは、当該資金を借り受けることにより一定期間の勤務を義務づけられ、要件を満たした場合にその当該資金の返還が免除

されるものをいいます。

※ 他の奨学金等との併用が不可とされている奨学金等の貸与を受けている場合も本修学資金の貸与を受けることはできません。

※ 「同種の修学のための資金」に該当しない資金としては、次のものがあります。

- 日本学生支援機構が貸し付ける奨学金（第一種、第二種）
- 金融機関が貸し付ける教育ローン など

ご不明な場合は、「12 本修学資金に関する問い合わせ及び申請書等の提出書類の送付先」までお問い合わせください。

2 貸与額

① 月額 50,000円

② 新入生の方は、300,000円を上限に入学金相当額を加算することができます。

※ 修学資金は、令和6年4月分から貸与します。

3 募集人数

80名程度

※ 募集人員を超えて申請があった場合は、「5 選考基準」のとおり選考を行い、承認・不承認を決定します。

4 申請手続等

修学資金の貸与を希望する場合は、提出期限までに、「12 本修学資金に関する問い合わせ及び申請書等の提出書類の送付先」まで提出してください。

(1) 提出書類

① 提出書類チェックリスト

② 理学療法士等修学資金貸与申請書（様式第1号）

※ 申請書は、表面及び裏面の両面に記入する様式となっています。

※ 申請書は提出する前に写しをとっておいてください（貸与承認された場合に書いていただく契約書と整合させるため）。

③ 学校等の長の推薦書（様式第2号）

※ 在籍する学校等の長が作成、証明する書類です。

※ 学校を通じてではなく、本人が直接提出する場合は**必ず本人開封無効封筒に封入されたものとしてください。**

※ 学校に作成を依頼する際は、必ず様式と併せて「（様式第2号別添）推薦書の記載方法について」を学校担当者に渡してください。

④ 学業成績証明書

※ 令和6年度入学生は添付不要。

- ⑤ 申請者及び申請者の主たる生計維持者分の収入を証明する市町村発行の「令和6年度所得証明書」(令和5年1月から令和5年12月までの期間の所得を証明する書類。源泉徴収票等は不可)

※所得が「0円」、市町村民税所得割非課税世帯、所得が少額のため所得証明書が発行されない場合は、課税証明書を提出してください。

※生活保護を受給している場合は、生活保護受給証などの証する書類の写しを提出してください。

※なお、「申請者の主たる生計維持者」とは、父母がいる場合は、原則として父母(2名)が「生計維持者」となります。父又は母(1名)のみいる場合は、原則、その人が「生計維持者」です。父母ともにいない場合は、学生本人か、学生本人が主として他の人の収入により生計を維持している場合はその人(複数いるときは主な人を1名)が「生計維持者」になります。

なお、これらは原則的な考え方であり、個別のケースについては下記のとおりです。

ア 両親のどちらかが単身赴任等で別居している場合。

イ 父は働いているが、母は無収入の場合。

ウ 両親ともに自己破産した場合。

エ 学生本人が父母と離れて兄弟等と同居している場合。

⇒ア～エのいずれも父母(2名)が「生計維持者」になります。

オ 学生本人が結婚しており、父母とは戸籍も住居も分かれている場合

⇒実態として父母から学費や生活費の援助を一切受けず、学生本人の配偶者が学費や生活費を負担していると判断されるときは、学生の配偶者が「生計維持者」になります。

上記以外のケースにつきましては、別途「12 本修学資金に関する問合わせ及び申請書等の提出書類の送付先」にお問い合わせください。

- ⑥ 入学金の支払いを確認できる書類(入学金相当額の貸与を希望する方)

※ 入学金以外もまとめて支払いをした場合、入学金だけの金額が分かる内訳を必ずつけてください。

※日本学生支援機構による給付奨学金の支給対象となる方で、入学金が減免される場合、入学金の支払いを確認できる書類の添付は不要ですが、減免後の入学金相当額を学校担当者に確認のうえ申請書に記載してください。

- (2) 連帯保証人は、2人立てること。1人は親族、もう1人は独立の生計を営み、かつ、修学資金の返還債務を負える程度の資力を有している成年者としてください。2人の連帯保証人は別生計である者としません。

なお、以下に掲げる方は、連帯保証人となることができません。

ア 民法(明治29年法律第89号)第20条第1項に掲げる制限行為能力者(未成年、成年被後見人、被保佐人、民法第17条第1項の審判を受けた被補助人)

イ 修学資金の返済債務を負える程度の資力を有していないと認められる方
(例)・無収入の方

・返済債務(月額平均で50,000円~70,000円)を負担できる程度の定期的な収入の無い方 など

ウ 税金(国民健康保険料、住民税、固定資産税、自動車税など)や公共料金を滞納している方

貸与内定となった方については、連帯保証人2名の本人確認書類(運転免許証の写し、住民票など申請書に記載された氏名及び住所を確認できるもの)の提出を求めます。

5 選考基準

選考については、福島県理学療法士等修学資金貸与条例及び福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則に基づき提出された申請書、学校等の長の推薦書等から審査を行い学業成績や所得状況を勘案して、承認又は不承認を決定します。

※ 選考の結果、不承認となることがありますのでご了承ください。

修学資金の貸与内定となった方には、別途「福島県理学療法士等修学資金貸与契約書」を提出していただく必要があります。契約の締結後、正式に修学資金の貸与決定となります。

6 提出期限

令和6年6月28日(金)必着

7 契約の解除及び貸与の休止

貸与を受けている方が、次のいずれかに該当するに至ったときは、契約解除及び貸与休止となります。

(1) 契約の解除

- ① 退学したとき。
- ② 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。
- ③ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- ④ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- ⑤ 死亡したとき。
- ⑥ その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(2) 貸与の休止

休学し、又は停学の処分を受けたときは、処分を受けた月の翌月から復学する月までの間貸与は休止となります。

8 返還

貸与を受けた方は、次の10による返還の免除に該当する場合を除いて次のいずれかに該当するに至ったときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月から修学資金の貸与を受けた期間（以下、「貸与期間」という。）に相当する期間内に、修学資金を返還しなければなりません。

なお、債務の履行が猶予された場合は貸与期間+猶予期間内に返還となります。

- ① 契約を解除されたとき。
- ② 理学療法士等の免許取得後直ちに福島県内の施設等において理学療法士等の業務に従事しなかったとき。
- ③ 学校等を卒業した後2年以内に理学療法士等の免許を取得しなかったとき。
- ④ 福島県内の施設等において理学療法士等の業務に従事しなくなったとき。
- ⑤ 学校等を卒業した後死亡したとき。

なお、正当な事由がなくて修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に年14.5%の割合で計算した延滞利息を徴収します。

9 返還の猶予

貸与を受けた方が次のいずれかに該当するときは、その事由が継続している期間、修学資金の返還債務の履行を猶予できます。

- (1) 学校等を卒業した後2年以内に理学療法士等の免許を取得し、かつ、免許取得後直ちに県内の施設等において理学療法士等の業務に従事した場合において、引き続き当該業務に従事しているとき。
→ 当該業務に従事している期間を猶予可
- (2) 学校等を卒業した後引き続き他の学校等（契約時の職種に係る学科等に限る。）に進学したとき。
→ 当該在学している期間を猶予可
- (3) 災害、疾病その他やむを得ない事由があると認められるとき。
→ 当該事由が継続している期間を猶予可
- (4) 契約が解除された後においても、引き続き学校等に在学しているとき。
→ 当該在学している期間を猶予可

10 返還の免除

(1) 9の返還の猶予(1)に該当する場合において、次のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還債務の全部が免除されます。

- ① 福島県内の施設等において引き続き理学療法士等の業務に従事した期間（以下、「従事期間」という。）が貸与期間の1.5倍（貸与期間が3年に満たない場合にあっては、3年）に相当する期間に達したとき。

- ② 従事期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- (2) 貸与を受けた方が、次のいずれかに該当するに至ったときは、返還債務について条例で定める額が免除されます。
- ① 学校等を卒業した後2年以内に理学療法士等の免許を取得し、かつ、免許取得後直ちに福島県内の施設等において理学療法士等の業務に従事し、引き続き3年以上当該業務に従事した場合において、従事期間が貸与期間の1.5倍に相当する期間に達しなかったとき。
- 返還債務×(従事期間÷貸与期間の3/2)
- ② 死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により貸与を受けた修学資金を返還することができなくなったとき。
- 返還債務の全部又は一部に相当する額
- ※なお、勤務形態は「1週間の所定労働時間が20時間以上かつ31日以上の雇用見込みがあること」が条件となります。

1.1 貸与申請及び申請後の手続きに係る提出書類及び届出書類

区分	提出書類
貸与申請時 (新規申請時)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出書類チェックシート ・ 理学療法士等修学資金貸与申請書(様式第1号) ・ 学校等の長の推薦書(様式第2号) ・ 令和6年度所得証明書(申請者及び申請者の主たる生計維持者分。所得が0円、市町村村民税非課税世帯、所得が少額のため発行されない場合は課税証明書。生活保護受給世帯については、それを証する書類。) ・ 学業成績証明書(学校が発行するもの、第2学年以上の者のみ。) ・ 入学金の支払いを確認できる書類(令和6年度入学生で、入学金相当額の貸与を希望する方のみ。日本学生支援機構による給付奨学金の対象者で授業料が減免となっている方は添付不要。)
貸与申請時 (継続申請時)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校等の長の推薦書(様式第2号) ・ 学業成績証明書(様式任意) ・ 理学療法士等修学資金貸与契約書(2部) <p>※ <u>うち1部は収入印紙を貼付のうえ消印すること。</u></p>

貸与決定時	<ul style="list-style-type: none"> • 申請者本人名義の金融機関の通帳又はキャッシュカードの写し (金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義人を確認できる部分のみ) • 理学療法士等修学資金貸与契約書(2部) <p>※ <u>うち1部は収入印紙を貼付のうえ貸与者本人又は連帯保証人2名いずれかの消印をすること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 連帯保証人2名の本人確認書類(運転免許証の写し、住民票 など)
学校卒業後、返還債務の全部を免除され、又は返還債務の履行を終える日まで、毎年提出	<ul style="list-style-type: none"> • 現況報告書(様式第10号) <p>※ <u>毎年4月15日までに提出すること。</u></p> <p>※ <u>同月1日現在の現況を報告すること。</u></p>
学校等卒業時又は契約解除時	<ul style="list-style-type: none"> • 理学療法士等修学資金借用証書(様式第4号)
条例第8条各号に掲げる事由が生じたとき	<ul style="list-style-type: none"> • 理学療法士等修学資金返還明細書(様式第5号) • 理学療法士等修学資金繰上返還申出書(希望する場合) • 理学療法士等修学資金借用証書(様式第4号)(※既に提出している場合は不要。) <p>※ <u>事実の発生した日から20日以内に提出すること。</u></p> <p>(参考) 条例第8条第1項に定める各号</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 第五条第一項の規定により契約が解除されたとき。 二 理学療法士等の免許を取得後直ちに県内の施設等において理学療法士等の業務に従事しなかったとき。 三 学校等を卒業した後二年以内に理学療法士等の免許を取得しなかったとき。 四 県内の施設等において理学療法士等の業務に従事しなくなったとき。 五 学校等を卒業した後死亡したとき。
返還方法の変更申請時	<ul style="list-style-type: none"> • 理学療法士等修学資金返還方法変更承認申請書(様式第6号)
返還債務の免除申請時	<ul style="list-style-type: none"> • 理学療法士等修学資金返還債務免除申請書(様式第7号) • 当申請内容を証明する書類(様式任意) 業務従事施設が発行する勤務証明書

区分	提出書類
返還債務の履行猶予申請時 ※継続貸与を辞退した場合 ※卒業後、理学療法士等として県内の施設等において業務に従事した場合 など	<ul style="list-style-type: none"> • 理学療法士等修学資金返還猶予申請書（様式第8号） • 当該申請内容を証明する書類（様式任意） 在学証明書、卒業証明書、卒業証書の写しなど 免許証の写し 業務従事施設等が発行する業務従事届 など • 理学療法士等修学資金借用証書（様式第4号）（※既に提出している場合は不要。）
連帯保証人の変更時	<ul style="list-style-type: none"> • 連帯保証人変更承認申請書（様式第9号） • 新たな連帯保証人の本人確認書類（運転免許証の写し、住民票 など）
その他随時提出	<p>次に掲げる事項に該当した場合は、電話又は電子メールにて「12 本修学資金に関する問合せ及び申請書等の提出書類の送付先」まで速やかに連絡してください。</p> <p><u>また、連絡先（携帯電話、電子メールアドレス等）を変更した場合も、併せて連絡してください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 氏名又は住所を変更したとき。 • 養成施設等を退学・停学・休学・留年したとき。 • 養成施設等を復学したとき。 • 連帯保証人の氏名、住所、職業又は勤務先に変更があったとき。 • 連帯保証人が死亡したとき。 • 破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたとき。

12 本修学資金に関する問合せ及び申請書等の提出書類の送付先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2-16

福島県保健福祉部医療人材対策室 修学資金担当

電話 024-521-2847

電子メール shugaku@pref.fukushima.lg.jp

別 表

理学療法士等修学資金貸与制度の対象となる卒業後の業務従事施設等

◆ 理学療法士又は作業療法士

施 設 等	(根 拠 法 令)
病 院	医療法（昭和23年法律第205号） 第1条の5第1項
診療所	医療法第1条の5第2項
介護老人保健施設	介護保険法（平成9年法律第123号） 第8条第28項
介護医療院	介護保険法第8条第29項
老人福祉施設	老人福祉法（昭和38年法律第133号） 第5条の3
有料老人ホーム	老人福祉法第29条第1項
身体障害者社会参加支援施設のうち、身 体障害者福祉センター	身体障害者福祉法（昭和24年法律第28 3号）第5条第1項
児童福祉施設のうち、障害児入所施設及 び児童発達支援センター	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 7条第1項
障害者支援施設（生活介護又は自立訓練 のうち自立訓練（機能訓練）の供与に係 るものに限る。）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律（平成17年法律第1 23号）第5条第11項及び同条第12項
市町村	
その他知事が適当と認める施設	

◆ 診療放射線技師

施 設 等	(根 拠 法 令)
病 院	医療法（昭和23年法律第205号） 第1条の5第1項
診療所	医療法第1条の5第2項
保健所	
その他知事が適当と認める施設	

◆ 歯科衛生士

施 設 等	(根 拠 法 令)
病 院	医療法（昭和23年法律第205号） 第1条の5第1項
診療所	医療法第1条の5第2項
その他知事が適当と認める施設	

◆ 臨床検査技師

施設等	(根 拠 法 令)
病院	医療法（昭和23年法律第205号） 第1条の5第1項
診療所	医療法第1条の5第2項
保健所	
その他知事が適当と認める施設	